

# ICT 活用推進事業業務委託事業候補者募集要項

## 1 目的

「学校情報化アクションプラン」に基づき導入した ICT 機器等の効率的な利用および児童生徒にとってよりわかりやすく学習効果の高い授業のための指導の充実と改善への取組みを支援し、教職員及び児童生徒がいつでも簡単に使用できる ICT 環境の提供を行うために ICT 活用推進事業を委託するため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

## 2 業務概要

### (1) 件名

ICT 活用推進事業業務委託

### (2) 業務内容

港区立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）において、「学校情報化アクションプラン」に基づき構築した ICT 機器等の効率的な利用及び児童・生徒にとってよりわかりやすく学習効果の高い授業のための指導の充実と改善への取組みを人員の配置により支援するものです。

※詳しくは、別紙1「仕様書」を参照してください。

### (3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### (4) 事業規模

年間 25,080,000 円（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (3) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、【別紙 2】 ICT 活用推進事業委託業務委託事業候補者選考方針で示すとおり、加点対象とはなりません。
- (7) 「別紙 1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（6）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、別紙 2 ICT 活用推進事業委託業務委託事業候補者選考方針を参照してください。）。

#### 4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和元年12月27日（金）から 令和2年1月15日（水）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和2年1月10日（金）午後5時まで
質問一斉回答	令和2年1月15日（水）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和2年1月23日（木）午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和2年2月3日（水）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和2年2月6日（木）
第二次審査結果通知	令和2年2月12日（水）
契約手続き	令和2年3月13日（金）以降
業務委託開始	令和2年4月1日（水）

#### 5 配布書類等

プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙 1】 仕様書
- ③ 【別紙 2】 ICT 活用推進事業業務委託事業候補者選考方針

提出資料関係

- ① 【様式1】 質問書
- ② 【様式2】 参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】 共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】 共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】 委任状
- ⑥ 【様式4】 企画提案書
- ⑦ 【任意様式】 見積書
- ⑧ 【任意様式】 見積内訳
- ⑨ 【様式5】 プロポーザル参加辞退届

## 6 質問書の受付・回答

### (1) 受付期限

令和2年1月10日（金）午後5時

### (2) 受付方法

【様式1】質問書に必要な事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」まで電子メールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

### (3) 回答方法

令和2年1月15日（水）に、参加申込書に記載されたメールアドレスへ送信します。なお、回答は参加申込書を提出した全ての事業者に、質問内容とその回答を送付します。

また、回答の内容は提案要求仕様書等の追加、又は修正とみなします。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出受付期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月23日（木） 午前9時から午後5時まで

※事前に電話予約の上、来所してください。

### (2) 提出先・提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 7階 教育委員会事務局学校教育部教育指導課指導支援係

TEL 03-3578-2864

### (3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

### (4) 提出資料

#### ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

【港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合】

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 財務諸表（最新の事業年度のもの）

(エ) 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）

(オ) 許可等の証明書（写）

- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出。
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ⑤ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのあるもの（該当企業のみ）がある場合はその写しを1部  
※該当する場合のみ提出。【別紙2】ICT活用推進事業業務委託事業候補者選考方針参照。
- ⑦ 【様式4】企画提案書
- ⑧ 【任意様式】見積書
- ⑨ 【任意様式】見積内訳
- ⑩ 【様式5】プロポーザル参加辞退届

#### (5) 提出部数

ア 提出資料①～⑥ 1部

イ 提出資料⑦～⑨ 正本1部、副本8部

※提出資料⑦から⑨は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 **1枚**

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

#### (6) 留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 補足資料は全体で10枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

## 8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】 ICT活用推進事業業務委託事業候補者選考方針のとおりです。

## 9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 提出書類等の返却はいたしません。

(4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとしします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとしします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式10】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとしします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和2年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決

定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

### 13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課 担当 堀内（区役所 7 階）

電話：03-3578-2864 FAX：03-3578-2759

メールアドレス：minato32@city.minato.tokyo.jp

# ICT 活用推進事業業務委託事業候補者選考方針

## 1 基本的事項

ICT 活用推進事業業務委託事業候補者は、ICT 活用推進事業業務委託業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

## 2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、ICT 活用推進事業業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる 1 者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考しません。

### (1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を三者程度決定します。

第一次審査結果は、令和 2 年 2 月 3 日（水）までに、提案書を提出した全ての事業者にも文書で通知します。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明15分、質疑15分程度）。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者にも別途通知します。

提案説明は、10分程度を予定し、その後10分程度の選考委員による質疑応答を行います。プレゼンテーション参加者は3名までとし、ICT 支援員、管理責任者、営業担当者に説明及び質疑への回答を行っていただきます。

提出資料 7 「企画提案書」の内容から抜粋したプレゼンテーション用資料の追加配布は認めるものとしませんが、「企画提案書」に記載のない内容を追加することは認めません。

「企画提案書」について、パソコン及びプロジェクターを用いて、スクリーンに投影して説明していただきます。プレゼンテーションに用いるデータを入れたノートパソコンを持参してください。プロジェクターは区が用意しますので、VGA ケーブル（アナログケーブル）出力のポートを有するノートパソコンを必ずご用意ください。

## ア 実施日時

令和 2 年 2 月 6 日（木）午前

## イ 実施場所

港区役所

### ウ 結果通知

令和2年2月12日（水）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

### エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

## 3 評価

### (1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
資格要件（取得資格）	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。
専門技術力（経験年数、実績）	・類似業務の実績を有しているか。 ・担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。
専任性（手持ち業務量）	・担当者又は技術者が他の業務（案件）を担当せず、本件について専任となっているか。
実施体制の的確性	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。
企画提案書の内容について	・業務内容の理解度 ・業務方針の適格性 ・業務を実施する場合の実現性 ・業務品質の確保
見積価額	

### (2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・区が本業務を実施する目的を理解できているか。
提案の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
提案の発展性	・本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。
理解・回答力	・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。



※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

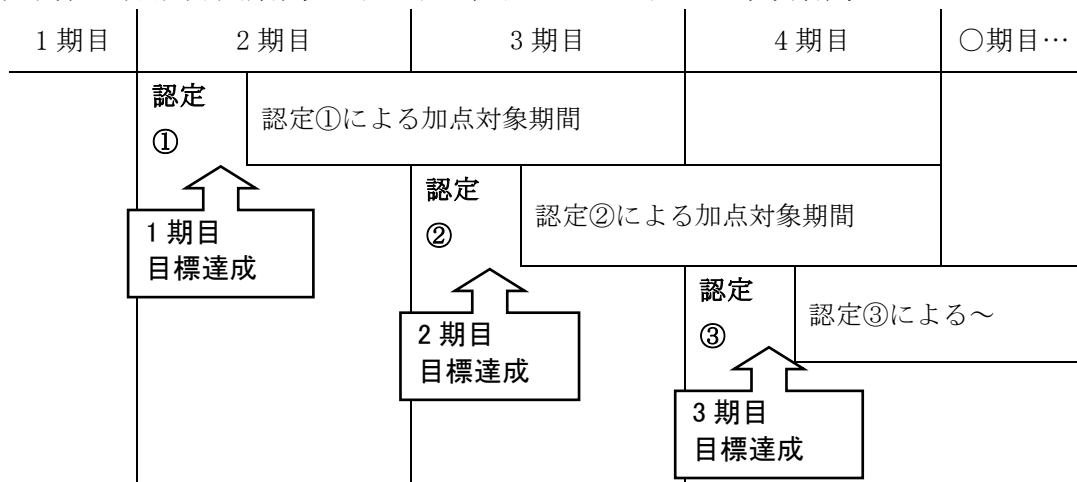
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。以下の評価条件に該当する場合に、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件と

しています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

## 6 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和元年12月27日（金）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和2年1月23日（木）午後5時までをプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い二～三者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、一者を選考します。

## 7 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和2年4月1日(水)以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。